

災害見舞金請求申請に係る提出書類

● = 必要 ○ = 状況により必要

		災害見舞金請求書	り災証明書	被災状況のわかる写真 ※1	罹災状況報告書 ※2	家財の損害に関する計算書 ※2	住宅平面図 ※3	被災部分を記入した (市町役場にて交付) ※4	R5固定資産課税調書 ※5	修繕見積書 ※5	建築業者等による 住居の退去に係る証明書	大家・不動産業者の と認める書類 ※8	その他支部長が必要
組合員が被災した場合	全壊	●	●	●	●								○
	大規模半壊	●	●	●	●								○
	中規模半壊	●	●	●	●								○
	半壊	●	●	●	●	○	●						○
	準半壊	●	●	●	●	○	●	●	●				○
	一部損壊	●	●	●	●	○	●	●	●				○
大家の意向等により立ち退かなければならない場合		●	● ※6	●	●	○					●		○
別居の被扶養者が被災した場合 (※7)	組合員住居分	●	○	○	●	○	●	●	○				○
	被扶養者住居分	●	●	●	●	○	●	●	●				○

※1 被災写真は全体と細部を区別して撮影し、アップになりすぎないようにご注意ください。

(ひびや欠落部分のみアップで映っているため損害の程度が客観的にわからないものは不可)

※2 家財の損害の程度の判定が必要な場合は「家財の損害に関する計算書」を作成、添付のこと。

※3 被扶養者が被災した場合は組合員、被扶養者双方のものがが必要です。

※4 令和5年度固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の2点の写しでも可。

(令和5年5月頃自宅へ送付されています)

※5 り災証明書の判定が「準半壊」以下の場合必須

※6 り災証明書を取得することが困難な場合、「借家等に係る罹災に関する申立書」を提出。

※7 被扶養者のみが被災した場合は●必須

※8 状況に応じて追加で提出をお願いすることがあります。